

20川監公第11号

平成20年12月10日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	鹿川隆
同	奥宮京子
同	岩崎善幸
同	宮原春夫

監査の種別 定期監査

監査の対象 環境局（緑政部）

健康福祉局（長寿社会部）

教育委員会事務局（生涯学習部（図書館を除く。）、市民ミュージアム）

選挙管理委員会事務局

議会事務局

監査の範囲 平成20年度執行の財務事務（必要に応じて他の年度の執行分も対象とする。）

監査の期間 平成20年9月1日から

平成20年11月17日まで

監査の結果

今回の監査は、収入、支出、契約及び財産管理に関する事務が適正かつ効率的に執行されているかについて、関係書類の審査及び現地調査を行った。

その結果、次のとおり改善措置を要する事項が見受けられた。

1 物品売払いの事務を適正に行うべきもの

多摩川施策推進課及び緑政企画担当は、川崎市多摩川プラン及び川崎市緑の基本計画（以下「刊行物」という。）をそれぞれ発行し、頒布に当たっては、川崎市職員生活協同組合（以下「生協」という。）と契約を締結し、売払いを行っている。

契約書では、生協からの注文書により刊行物を納品し、注文書及び納品確認書により売払代金の納入通知書を送付することとされている。

しかしながら、多摩川施策推進課及び緑政企画担当は、注文書によらず刊行物を納品し、納品分の納入通知書を送付することなく、生協から各月の販売実績に応じた注文書を受け、納入通知書を送付していたので、契約に基づ

き適正な事務を行われたい。

なお、平成16年の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の改正により、私人に収納の事務を委託することができる歳入として、物品売払代金が追加されているので、頒布業務及び売払代金の収納事務を委託するなど、契約方法の見直しについて検討されたい。

（環境局緑政部多摩川施策推進課、同部緑政企画担当）

2 不経済な支出を防止すべきもの

夢見ヶ崎動物公園の水道料金についてみたところ、平成20年4月分から8月分までの5か月間の合計額は、2,148万円で、前年度の726万円に対し、1,422万円（195.7%）増加していた。

夢見ヶ崎動物公園では、前年同期及び前月分の使用水量との比較において一定の割合を超えていたことから、3月以降、毎月、水道検針員から漏水の指摘を受けていた。この間、漏水検査等を実施したものの、漏水箇所は発見されず、水道料金の増加が続いていた。その後、9月に電気配線工事のため慰霊塔付近の地下を調査した際に、配管の漏水が発見され、修理を実施した結果、使用水量が大幅に減少したところである。

しかしながら、3月分から前年度と比較しておよそ2倍の水道料金を請求されており、水道検針員からの漏水の指摘について、徹底した調査を行うことによって、無駄な水道料金の支出を防ぐことができたと思われる。

支出に当たっては、請求内容を確認し、請求金額に経年比較等による異常値があれば、原因の調査を徹底し、不経済な支出を防止するよう努められたい。

（環境局緑政部夢見ヶ崎動物公園）

3 補助金により負担すべき消費税納付額を見直すべきもの

川崎市高齢者外出支援乗車事業補助金（以下「補助金」という。）は、川崎市高齢者外出支援乗車事業に関する条例（平成16年条例第10号）に基づき、高齢者外出支援乗車事業を行う社会福祉法人川崎市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）に対し、同事業に必要な費用について交付されている。事業に必要な費用には当該事業に係る消費税納付額も含まれており、事業終了後、市社協からの実績報告に基づき補助金額の確定を行い、残額が生じた場合には精算を行っている。

消費税の納付税額の算出に当たっては、消費税法上、課税期間中の課税売上に係る消費税額から課税仕入に係る消費税額を差し引いて計算することとされており、市社協は同計算式に基づき確定申告を行っている。このため、補助金により負担すべき当該事業に係る消費税納付額の算出についても同計算式により算出を行うべきである。

しかしながら、市社協から提出された平成19年度川崎市高齢者外出支援乗車事業金額確定報告書に計上されている消費税納付額について確認したところ、課税売上に係る消費税額を計上しており、課税仕入に係る消費税額を差し引いた金額となっていなかった。

補助金額の確定に当たっては、補助金により負担すべき消費税納付額が正確に算出されているかどうか十分精査し、適正に精算処理を行われたい。

（健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課）

4 私人への収納事務委託の事務手続を適正に行うべきもの

文化財課では、川崎市文化財調査集録等の有償刊行物を発行し、有償刊行物の頒布業務を川崎市職員生活協同組合（以下「生協」という。）へ委託している。刊行物の売払代金については、生協が各月において頒布した部数を、刊行物頒布部数報告書により翌月9日までに市へ報告し、市が当該報告書に基づいて発行する納入通知書により納入する旨を契約書で定めており、実態

として私人による物品売払代金の収納事務が行われている。

物品売払代金の私人への収納の事務の委託については、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第158条第1項により私人に委託することができることとされ、同条第2項により、当該事務を私人へ委託したときは、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならないと定められている。また、川崎市金銭会計規則（昭和39年規則第31号。以下「規則」という。）第61条第2項には、歳入の収納事務を委託する場合における契約書への記載事項が定められており、事務の内容に関すること等を記載した契約書を作成しなければならないとされている。

しかしながら、文化財課の刊行物有償頒布委託については、物品売払代金の私人への収納の事務の委託をした旨の告示及び公表がされていなかった。また、契約書には収納に関する事務の委託をする旨その他必要事項が記載されていなかった。

私人への収納の事務の委託をする場合には、施行令及び規則に基づき適正な事務手続を行われたい。

（教育委員会事務局生涯学習部文化財課）